

政治学

齋藤
國田
皓一
敏

政治学

岡 齋
田 藤
皓
一 敏

めい
い
せ
い
出
版

著 者 略 歴

齋 藤 敏

日本大学法学部卒，米国ミシガン大学大学院出身

現 在 日本大学名誉教授 法学博士

著書・論文 「アメリカ合衆国憲法論」「アメリカ大統領論」「政治学入門」「フェデラリスト」「西洋政治思想」

岡 田 皓 一

日本大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程修了

現 在 明星大学教授

著書・論文 「政治学」(共著)「講義ノート 西洋政治思想」「リンカーン大統領の独裁力」「イスラムの政治思想」

政 治 学

昭和53年4月10日 第2版第3刷

著 者 齋 藤 敏

岡 田 皓 一

発 行 者 新 村 英 一

発 行 所 株式会社 めいせい出版

東京都千代田区飯田橋4-1-11

電 話 239-3436 (代)

振 替 東 京 2-30818

印刷・製本 信濃印刷株式会社 3031-278203-8329

乱丁・落丁お取り替えます

は し が き

理念によるデモクラシーは、人民によって、人民のために、人民を政治すること、現実のデモクラシーは、政治屋によって圧力団体の利益のために、人民を政治している。

——カール・パンカー Carl L. Becker

政治といったら、不正とか汚職とかがつきもので、何かしら腐ったものとか、汚れたものとか、きたないものとか、いったような印象を受ける人びとが多いことと思う。また政治的に解決するといえ、かけひきとか、だますとか、ベテンにかけるとか、金銭をつかって解決することのように感ずる人びとも多いように思う。したがって、このような政治にたずさわる政治家を、うそつきで、利権屋でもっぱら権謀・術策をこととするという意味に、考えている人びとも多いことと思う。しかも、このような政治にたずさわる政治家になりたいと思っている人びとも、またしたがって多いことであろう。

ところが、これと反対に、これで良いのか、何とかしなければなるまい、と思っている人びとも決して少なくはない筈である。このような人びとには二つの種類があって、だから政治はいやだ政治家は嫌いだということ、できるだけそんなものから逃げようとする消極的な型の人と、だから進んで改革しようとする気持になる積極型の人とがある。

政治という言葉は英語をはじめ西欧の言葉では大体ポリティックスというが、このポリティックスはギリシャ

語のポリスということから出た言葉であつて、このポリスというのは都市国家のことである。ギリシャの都市国家は国土が小さく人口も少なく、都市国家として最も栄えたアテネでさえ約四万人、それにほぼ同数の奴隷がいたのであつて、プラトンの書いた理想国家論に、人口五〇四〇〇家族、丘に上つて全土が見える範圍の国土というのが理想の国家であると書いているが、今日の国家とはもとより比較にはならないけれども、それにしてもこのギリシャでは、政治に参加しないものは無駄な存在で邪魔な人間であるとされていた。このことは丁度、家庭の中の誰かが一向に家庭のことを顧みないで自分だけの利益を追求してわがままをすると同じこと、その家庭にとつては邪魔で厄介で無駄な人間であつてむしろその家庭の一員ではないと見做されると同様に、国家の公けの生活に関心を払わない人民は、その国家の人民ではないともいえるであらう。

国家の一員たるわれわれは、家庭の一員として家庭生活に参加すると同じように、国家生活に直接・間接に参加するといふ意味でも、政治を研究する學問が重要な意義を持つものである。家庭といふ國家といふ、個人が集まつた社會には相違はない。もちろんその他にいろいろな社會があるけれども、人間はひとりて生存することはできない社會的な動物とか政治的な動物であるとかいふことは、プラトンやアリストテレスに聞くまでもないところであつて、有名なロビンソン・クルーソー漂流記にさえ、絶海の孤島で生活した最後に、フライデーといふ人の世話になつたと書いているように、人間の周圍すなわち社會關係が、如何ほど人間に大切な作用をしているものか、このようなことをより考えて了解しなければなるまい。

要するに、人間はおのの自分自身だけを考えていさえすれば充分だつた原始時代から、やがて人間の集團いふ社會の一員として自分といふことを考えなければならなくなり、社會そのものもまた家庭から國家へ、そし

て国際社会とか世界社会とかへとだんだん進展してきたのである。このような社会のうちで、最も肝要であると思われるものは、国家である。

さて、政治とは何のことか、甚だむずかしいことであるが、定義のようなものを簡単にいうと、政治とは、国家の原則を定め、国家の意思を決定し、それに基づいて国家が行動するその行動をいちいち指導することである。しかもこれらのことを研究する学問がすなわち政治学なのであるから政治学の持っている使命もまた重要であることはいうまでもない。

次に、この政治学を、およそ大きく三つの分野に分けることができる。先ず政治哲学はその一つ、この分野はもちろん哲学に属するもので政治の理想、目的、到達点を研究する。次に政治科学、この分野はもちろん科学の一種であつて政治の現実の姿を科学的に分析して原因と結果の関係を明らかにする。こうして第三に、現実を理想に近づけようとする方法や手段を研究する政治政策学がある。考え方によつては、この政策学こそ政治学の特質であり本流であるとも見ることができよう。いわば、この政策学を生むために政治哲学や政治科学があるともいえる。

このように考えて来ると、政治学は社会科学に属してはいるが、いろいろな他の人文科学や自然科学にも関係するものであつて、いわゆる諸他の関連する学問の助けを必要とする頗る広大な学問であるのである。

第二次世界大戦直後、アメリカの有名な学者達が、日本の大学を調べに來られ、帰米後に教育報告書を出しているが、その報告書の終りのところに、日本の大学における政治学が法学部か法文学部の一科目に過ぎないことをなげき、その地位について示唆している。その後それまでないがしろにされてきた政治学が、学制が改革され

て新制大学が発足した結果、大学における一般教育の中に編み入れられ、今日のように発展して来たのである。国家の伸展といい民族の発展といい社会の向上といい世界平和といい人類の幸福といい、みなこれ帰するところ各人の良識に比例するものであることはもちろん、いかなるものも各人の教養、各人の良識なくしては徒勞に帰するものと思われる。

この書は、もとよりこのような分野を専門的に取り扱ったものではない。大学に学ぶ学徒の教養に資せんとしたところに、その趣旨がある。けれども果して読者の期待に添うかどうか疑わしい。せめて、この書を読んで更に研究してみようという意欲が幾分でも出てきたとすれば著者の本懐これに過ぎるものがない。

一九六六年九月

著 者

改訂増補版への

は し が き

第一版第一刷後七年の歳月を経過しているので、このたび、誤植の訂正と、全般に亘って著しく変化した部分の改訂および増補を試みた。特に上巻では第六章第四節「政党の類例」の中のフランス、西ドイツ両国の政党の箇所と第七章第三節「国際情勢と政党」の箇所に大幅な増補を行った。また下巻では国際連合の機構の変化および時代の反映に鑑み、第十章二の「国際連合の機能と職能」の部分に改訂を施し、さらに同章に「国際連合と国際世論」の一項を新たに加え、第十二章でも一部の増補を行った。

今後ともよりよき教材となるよう心していきたい。

一九七三年七月

著 者

目次

第一章	国家の本質	1
第一節	形式的な本質	1
第二節	実質的な本質	4
第三節	法律・命令	8
第二章	国家の役割	14
第一節	人民の要求	14
第二節	法律と正義	20
第三節	他の団体と国家	23
第三章	国家の組織	28
第一節	政 府	28

第二節	立法部	33
-----	-----	----

第三節	執行部	39
-----	-----	----

第四節	司法部	44
-----	-----	----

第四章	民主政治	48
-----	------	----

第一節	民主政治の意義	48
-----	---------	----

第二節	大衆民主政治	54
-----	--------	----

第三節	民主政治の本質	57
-----	---------	----

第四節	民主政治の反省	67
-----	---------	----

第五節	多数決	73
-----	-----	----

第六節	言論の自由	79
-----	-------	----

第七節	代 表	81
-----	-----	----

第五章	選 挙	86
-----	-----	----

第一節	選挙の意義	86
-----	-------	----

第二節	選挙権の制限	87
-----	--------	----

第三節	普通選挙	88
-----	------	----

第四節 選挙区制	92
----------	----

- 一 小選挙区制
- 二 大選挙区制
- 三 中選挙区制
- 四 中選挙区制の欠点

第五節 比例代表制	100
-----------	-----

- 一 原理
- 二 方法
- 三 批判

第六章 政党	108
--------	-----

第一節 政党発生の原因	108
-------------	-----

第二節 政党の役割	111
-----------	-----

第三節 世論と政党	115
-----------	-----

第四節 政党の類例	117
-----------	-----

- 一 イギリスの政党
- 二 アメリカの政党
- 三 フランスの政党
- 四 ドイツの政党

第七章 第二次世界大戦後の日本の政党	132
--------------------	-----

第一節 政党結成期	132
-----------	-----

第二節 日本国憲法と政党	136
--------------	-----

第三節 国際情勢と政党	139
-------------	-----

第四節	二 党 制	159
-----	-------	-----

第五節	日本の政党の特徴	161
-----	----------	-----

第八章	現代の民主政治	166
-----	---------	-----

第一節	積極政治	166
-----	------	-----

- 一 消極政治から積極政治へ
- 二 法治主義の変貌
- 三 三権分立主義の変化
- 四 行政権の膨脹
- 五 委任立法

第二節	議會政治の低下	185
-----	---------	-----

第三節	マス・コミ	188
-----	-------	-----

第四節	行政国家	190
-----	------	-----

第五節	世界政治へ	194
-----	-------	-----

第九章	世界平和機構	197
-----	--------	-----

第一節	勢力均衡の思想	197
-----	---------	-----

第二節	国際主義	199
-----	------	-----

第三節	自然法の觀念	200
-----	--------	-----

第四節	国際法思想	203
-----	-------	-----

第五節	世界平和主義機構の計画	204
-----	-------------	-----

- 一 デュボア
- 二 ダンテ
- 三 ボヘミヤ案
- 四 クルーセ
- 五 シュリー
- 六 ベン
- 七 ベラール
- 八 サン・ビエール
- 九 ルソー
- 一〇 ペンサ
- ム
- 一一 カント
- 一二 ヨーロッパ協調—神聖同盟、四国同盟—
- 一三 國際連盟
- 一四 世界政府論

第十章	國際連合	231
-----	------	-----

- 一 國際連合の成立
- 二 國際連合の機能と職能
- 三 國際連合と國際世論

第十一章	政治思想（古代）	242
------	----------	-----

第一節	ギリシャ	242
-----	------	-----

第二節	ヘレニズム	246
-----	-------	-----

- 一 エピクロス学派
- 二 キニク学派
- 三 初期ストア学派
- 四 懷疑論者
- 五 中期ストア学派
- 六 後期ストア学派

第三節	ローマ	264
-----	-----	-----

第十二章	政治思想（中世）	267
------	----------	-----

第十三章 政治思想（移行時代）……………271

- 一 絶対主義
- 二 マキャヴェリ
- 三 ルター
- 四 カルヴァン
- 五 ボダ
- ンとホッブズ
- 六 ジェームズ一世とボシュエ
- 七 暴君放伐論者
- 八 エラ
- スムスとモーア
- 九 ベラルミーノ
- 一〇 スアレス
- 一一 ヴィトリア、グ
- ロティウス

第十四章 政治思想（近世）……………288

- 一 反絶対主義
- 二 民主革命
- 三 保守反動
- 四 自由反動
- 五 功利主義
- 六 理想主義
- 七 実証主義
- 八 社会主義
- 九 共産主義
- 一〇 サンディカリズム
- 一一 民主社会主義
- 一二 フェビアン協会
- 一三 無政府主義
- 一四 全体主義
- 一五 民族社会主義
- 一六 キリスト教民主主義

第十五章 アメリカの政治思想……………316

- 一 自然法
- 二 契約思想
- 三 連邦主権論
- 四 小政党

第一章 国家の本質

国家は死んだ人、生きている人、まだ生れない人、を共に結ぶ協同体である。

——パーク Edmund Burke

第一節 形式的な本質

現代の人間は、この世に生れると直ちにどこかの国家の人民となりその国家と関係が生ずる。ひとたび国家の人民となった上は、好むと好まざるとにかかわらず国家が定める標準にしたがわなければならない。この標準がすなわち国家の法律であり、また命令である。

つまり現代の人間は、その所属する国家の法律・命令に服従しなければその国家内で生活することはできないのであって、各人の生活はじつに国家の法律・命令が許す範囲内に限られている。たとえば、国家は人民に他人の物を盗むべからずと命令して人民の生活に一つのわくを定め、この命令に背くもの、このわくの外に出るものを罰する。いわば国家は人民の行為を規律しているのである。しかも、国家内に生活するすべての人間に対してこの法律・命令を強行する力、これが国家の本質的な要素である。

もとより、人民はまた、国家以外の団体にも所属することができる。この団体もまたひとしく人間の団体ではあるが、希望によって集まった人びとによる団体であって、要するに任意団体である。この任意団体の規則は、

その団体員だけを拘束することができるとのみで、国家と人民との關係のように力を以てする關係とはちがう。しかもこの任意団体そのものもまた国家の法律・命令のわくの内存在できるのであって、国家の法律・命令に背いた場合には、国家がその人民に対すると同様に、もちろんその任意団体を罰するのである。いわば、国家は現代社会という家屋の礎石のようなもので、国家以外のいかなる形の社会団体も国家の内に在って国家の支配を受けるのである。

国家が法律・命令を人民に強制し、人民がこれに服従するということは、その法律・命令が善だとか、正義だとか、また賢明だとかいう理由からではない。ただそれが国家の定めた法律・命令だから人民に服従を強制し得るのである。国家にはすべて最後の究極的に決定する権能があり、その権能にもとづいて定めたものであるから、法律・命令が合法的な表現だと認められるのであって、人民はすべてその埒内で行為しなければならないのである。

といつても、国家みずから法律・命令を定めるものではない。また国家みずからが法律・命令を実行するものでもない。ある人間またはある団体が、国家の名において法律・命令を設定し実行するのである。現代の国家は、法律・命令を設定し実行する少数の人間とそれに服従する無数の人間とに分れている。一人の人間による独裁制はいうまでもないことだが、これを民主制の国家たとえばイギリスやアメリカに例をとってみても、法律・命令を設定、実行するものは少数の人間である。すなわちイギリスでは議院がその設定にあたり絶対無上のものとなっているし、アメリカでは議会が法律・命令を設定する。そしてこの法律・命令に違反した場合には、少数の人間が、必要な強制力を用いることができるようになってゐる。すなわち実行もまた少数の人間の手に委ねら

れているのである。このように国家は、政府とよばれる少数の人間とそれ以外の無数の人間とに分れた領域社会であつて、政府はその国家内にあつて国家の生命たる法律・命令を作成適用する団体なのである。

要するに、国家には個人であらうと団体であらうとその国家内におけるあらゆる意思を支配する卓越した一個の意思がある。この国家の意思はすべてを最後の究極的に決定するもので学問上の言葉では無上意思 *sovereign will*、いわば主権 *sovereignty* という。この無上意思は、他の如何なる意思からも命令を受けるものではなく、またその無上権力は、イギリスの議院の如く、アメリカ合衆国の議会の如く、また日本国憲法第四十一条に定められたわが国の国会の如く、その権能は決して確定的には他に譲渡できない性質のものである。かりに人民が国家の決定を不道德だと考え、あるいは賢明でないと考えたとしても、絶対無上の国家意思が決定したものである以上、その決定には合法的に服従せしめられる。もしここに、誰かその所属する教会の決定に対して不満を抱く人があつたとしたら、その人は随意にその教会から脱退することもできようが、教会はその決定をその人に対して強制的に受け容れしめることはできない。これに反し、国家の所得税に関する法律が嫌いだからといったところで、その国家の人民たるものは、あくまでも所得税法に服従させられる。またあるクラブの部員にして、そのクラブの意思が自分の希望と相反するところがあるならば、氣随氣ままに脱退しても、そのクラブはその決定を強制することはできないであらう。ところが、たとえば日本国民にして国家の決定した法律を忌避しようとしても、何らかの形の強制力で、法律に服従せしめられるのである。

それであるから、国家は、必要な場合には何らかの方法によって個人または団体に、その要求を受け容れしめる一社会であるということができる。その社会すなわち国家内におけるすべての行為は、この国家の要求に従わ